2 この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示される衆議院議 員の総選挙又は参議院議員の通常選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示 された衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙については、なお従前の例による。

(闽田区分)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(裙作型口)

至 三

手帳に準ずる文書の交付を受けているもの(以下この頃において「実習生」という。)を含む」に、「を含 む」を「並びに実習生を合む」に改める。

第四十九条第七項中「をいう」を「をいい、実習を行うため航海する学生、生徒その他の者であって能員

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を炊のように改正する。

公職選挙法の一部を攻正する法律

里 田

の対象とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。実習を行うため航海する学生、生徒その他の者の投票の機会を拡充するため、これらの者を洋上投票制度